

## 包括連携協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）、一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「乙」という。）、竹富町（以下「丙」という。）及び竹富町商工会（以下「丁」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の4者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展及び学術研究の振興並びに地域産業の振興・発展と、これらを担う人材育成に寄与し、もって「日本最南端の大自然と文化の町 竹富町」づくりに資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、以下の項目についてそれぞれが相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- (1) 元気なふるさとづくりの推進に関すること
- (2) 情報化社会の構築に関すること
- (3) NPO・ボランティア活動の促進に関すること
- (4) 自然・生活環境の保全及び防災対策の推進に関すること
- (5) 地域医療・保健及び福祉の向上に関すること
- (6) 農・漁業及び商工観光業の地域ブランド創出に関すること
- (7) 地域伝統文化の継承と発信に関すること
- (8) 島嶼地域に於ける物産・観光の経済的波及効果を高める研究に関すること
- (9) 教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関すること
- (10) その他甲、乙、丙及び丁が協議の上、連携・協力することが必要と認められる事項に関すること

### （協議会）

第3条 本協定に基づく円滑な連携・協力の推進のため、琉球大学・沖縄美ら島財団・竹富町・竹富町商工会連携推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会の運営等に必要な事項は、甲、乙、丙及び丁の協議の上、別途定めるものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携・協力にあたり知り得た情報について、事前に関係機関の同意を得た情報以外の情報を第3者に対して、開示又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も、また、同様とする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了する日の2月前までに、甲、乙、丙、及び丁のいずれからも改廃の申し出が無いときは、更に1年間更新するものとし、その後も、また、同様とする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年7月10日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地  
国立大学法人 琉球大学 学長

大城



乙 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地  
一般財団法人 沖縄美ら島財団 理事長

花城良廣



丙 沖縄県石垣市美崎町11番地1  
竹富町 町長

西村高司



丁 沖縄県石垣市美崎町1番地の5  
竹富町商工会 会長

上野頭保

